

## 役員及び評議員の報酬等に関する規定

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人青野ヶ原福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 役員とは、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊を含む）及び手数料等の経緯費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬は、次に掲げる報酬の区分に応じ、報酬額は理事会又は評議員会において決定する額とする。

- (1) 役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意に得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次にとおり端数の処理を行う

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(廃案)

第10条 この規程の廃案は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月13日より施行する。

#### 別表第1 (非常勤の役員の報酬)

(理事長)

	日額
理事会等会議への出席	3万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1万円

(理事)

	日額
理事会等会議への出席	2万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8千円

(監事)

	日額
監事監査等への出席	2万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8千円

#### 別表第2 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	1,5万円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8千円